

教育委員会定例会（平成27年12月）会議録

1 日 時	平成27年12月3日（木） 15：00～17：05
2 場 所	新居浜市庁舎3階 応接会議室
3 出席者	委員長 三木 由紀子 委員 伊藤 嘉秀 宮内 文久 長野 美和子 教育長 阿部 義澄 事務局長 木村 和則 総括次長 眞鍋 育朗 次 長 高橋 良光 横井 邦明 赤尾 恭平 課 長 高橋 正弥 渡辺 環 曾我部 みさ 桑原 一郎
4 教育長の一般報告	教育長の報告 11月分行事報告及び12月分行事予定について その他
5 記録者氏名	社会教育課 岡部 文仁
6 会議の概要	<教育長の一般報告> <報告> 報告第8号 専決処分の報告について（平成27年度補正予算 [第5号]の議案送付について） <議案> 議案第47号 新居浜市立図書館協議会委員の任命について 議案第48号 不服申立てについて <いじめ、不登校等生徒指導関係について> <その他> 教育力向上ワーキンググループ提言書について 学校図書館関係について

三木委員長	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただ今から平成27年第12回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、伊藤委員さん、長野委員さんをお願いいたします。会期は本日限りといたします。</p> <p>平成27年第11回定例会会議録承認は、宮内委員さん、伊藤委員さんにご署名をいただいております。</p> <p>それでは、教育長さんの一般報告をお願いいたします。</p>
阿部教育長	<p>それでは、一般報告を行います。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>11月の主な行事についてご報告いたします。</p> <p>6日 平成27年度第4回新居浜市政策懇談会が開催されました。新居浜市総合戦略の体系と具体的取組や新居浜市長期総合計画基本計画見直し案について審議されました。</p> <p>7日 あかがねミュージアムの入館者数10万人記念セレモニーが執り行われました。</p> <p>8日 校区文化祭が新居浜、金子、金栄、高津、若宮、垣生、神郷、大島、泉川、船木、角野、別子山校区で実施されました。公民館において、住友化学株式会社の社員さんによる科学実験が各所で行われ、「光って何だろう」という偏光板を使っての「不思議な筒をつくろう」という取組に、小学生が熱心に取り組んでいる姿を見ました。こちらが見本です。</p> <p>10日 第15回全国障がい者スポーツ大会において、中萩中学校3年岡部歩乃佳さんが、水泳女子50m背泳ぎで大会新記録で優勝し、市長にその喜びを「できればリオパラリンピックや東京パラリンピックに出場できるよう練習を重ねたい」と抱負を語ってくれました。</p> <p>11日 平成27年度小中学校音楽発表会が開催されました。</p> <p>12日 第2回ESD主任研修会が「小学校でのESDの進め方とスケジューリング」・「ESD推進の悩みや課題について」のテーマで、東京都江東区立八名川小学校長手島利夫先生による研修を行いました。</p> <p>14日 男子第35回女子第24回愛媛中学駅伝競走大会兼第23回全国中学校駅伝大会愛媛県予選会が新居浜市東雲競技場駅伝コースで開催されました。新居浜市での県駅伝大会の開催は3回目となりました。県中学校体育連盟や県・市陸上競技</p>

協会を中心に、市中学校体育連盟関係教諭、生徒スタッフ、新居浜市のスポーツ文化課をはじめとした市職員等の協力を得て開催することができました。ご協力をいただきました関係者の方々にお礼申し上げます。上位入賞校は、男子では新居浜西中学校が2年連続優勝・3位川東中・4位中萩中、女子は新居浜西中が2回目の優勝を飾り、2位新居浜東中・6位中萩中ががんばってくれました。また、区間賞は男子では2区新居浜西中の橋川大雅さん、3区中萩中の合田拓矢さん、5区新居浜西中の真鍋聖良さん、女子では昨年に続き1区新居浜西中の西原愛華さん、4区新居浜東中の石川友乙さんが獲得いたしました。男女ともに大会新記録での優勝でした。このような成果を発揮することができたのも、新居浜市陸上競技協会の支援等があり、練習に力が入っているからだと思います。12月13日の山口市での全国大会を期待したいものです。

15日 校区文化祭が宮西、中萩校区で実施されました。

川東中学校の生徒会が中心となり、全校生徒に呼びかけての第2回目地域ボランティア活動が、生徒88名の参加で、校区の弁財天公園や垣生海岸での清掃が行われました。第1回目は10月4日に垣生公民館主催の「垣生山遊歩道整備作業」に46名の生徒が参加しました。「ボランティアをした後の、すがすがしい気持ちを参加者全員で共有することができました。」と報告してくれました。

16日 第2回小中学校校長研修会が開催され、「子どもの人権を考える」の演題で、田中指導主幹の調査報告を基に中学校校区単位での協議・情報の共有を図りました。

17日 第2回目のあすなろ教室進路相談会が開催されました。県立新居浜西高校定時制・県立西条高校定時制・今治明德高校総合サポートコース・今治精華高校普通科Ⅱ・通信制が参加してくれました。16名の相談が行われました。

19日 平成27年度新居浜市小・中学校人権・同和教育研究大会が小学校が3群・5小学校、中学校が2群・3中学校を会場校として「差別の現実から深く学び、同和問題等について正しい認識を深め、全教育活動を通して、人権意識を高め、差別をなくそうとする児童生徒を育てる教育実践はどうあればよいか。」のテーマのもとに公開授業と研究協議が開催されました。

	<p>24日～25日 教育委員研修として大牟田市立吉野小学校の持続可能な開発のための教育（ESD）に関する取組について、教育委員会や学校の授業参観をさせていただきました。5年生によるプレゼンテーションに、これまでの取組の成果を感じました。</p> <p>25日 平成27年度愛媛県教育委員会人権・同和教育訪問が大生院小学校で開催されました。</p> <p>26日～27日 ニームス環境監査が行われました。</p> <p>27日 平成27年度新居浜市学校給食研究大会が、中萩小学校を会場校として「食への関心を高め、健やかな成長を目指す児童の育成～学んで、食べて、心も体も健康に～」のテーマのもとに、公開授業と研究協議が開催されました。</p> <p>28日～29日 「ういめんずまつり2014」が開催されました。</p> <p>29日 平成27年度第7回新居浜教育会土曜寺子屋成果発表会が文化振興会館で開催されました。歌声・篠笛演奏・俳句発表・囲碁対局・お茶席・習字・絵手紙・新居浜学・算数教室の活動写真の展示等が見られました。</p> <p>30日 第23回全国中学校駅伝大会に県代表として出場することになった新居浜西中学校男子駅伝チームと女子駅伝チームの校長・監督・選手の皆さんが市長表敬訪問を行い、市長に出場の喜びや抱負を語ってくれました。また、中学生の活躍を顕彰し、株式会社日光商事川井祐介社長様から「日光スポーツ賞」として出場選手にロードレース用のスパイクシューズが贈られました。</p> <p>第5回新居浜市政策懇談会が開催されました。</p> <p>12月1日 新居浜市議会定例会が開会されました。</p> <p>2日 住友重機労働組合連合会愛媛地方本部から40回目となる市内の小学校へ図書券が寄贈されました。</p> <p>その他、12月の主な行事予定について報告を申し上げます。</p> <p>5日 第34回社会福祉大会（文セン中ホール）</p> <p>6日 市P連音楽発表会</p> <p>8日 第5回小中学校教頭研修会</p> <p>8日～10日 市議会本会議一般質問</p> <p>11日 人権のつどい日</p> <p>12日 心理アセスメント（こども発達支援センター）</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>13日 中学生海外派遣事業報告会（ウイメンズプラザ） 全国中学校駅伝大会西中男子・女子チーム出場 （山口県）</p> <p>14日 福祉教育委員会 住友林業太閤しだれ桜植樹式（あかがねミュージアム）</p> <p>15日 愛媛県学力診断調査（小5・中2）（～16日）</p> <p>17日 市議会本会議委員長報告・討論・採決</p> <p>19日 市P連教育懇談会</p> <p>23日 第6回えひめこども新聞グランプリ表彰式</p> <p>25日 公立幼稚園・小中学校第2学期終業式</p> <p>28日 仕事納め</p> <p>以上で、一般報告を終わります。</p>
<p>三木委員長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの教育長さんの一般報告で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>次に、報告に移ります。報告第8号「専決処分の報告について（平成27年度補正予算〔第5号〕の議案送付について）」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>議案書の8ページ及び9ページをお目通しください。報告第8号専決処分いたしました平成27年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育委員会関係予算について、ご説明を申し上げます。平成27年度補正予算書及び予算説明書の3ページをお開きください。第10款教育費 第2項小学校費で補正額86,378千円、第3項中学校費で補正額121,038千円で合計207,416千円の増額となりまして、教育費総額で、補正後の額を5,257,556千円にしようとするものでございます。</p> <p>次に、4ページをお開きください。第2表 繰越明許費につきましては、第10款教育費の小学校非構造部材耐震対策事業、中学校非構造部材耐震対策事業におきましては、対象となる学校数が多いこと、補正予算成立後の入札となり今年度内の工事完成が見込めないことから、必要額を平成28年度に繰り越し措置しようとするものでございます。</p> <p>次に、5ページをお開きください。第3表 債務負担行為補正追加につきましては、総合文化施設会館記念事業費におきまして、「住友コレクション展」及び関連の近代化産業遺産写真展につきま</p>

三木委員長	<p>して、所蔵先との調整により、事業が翌年度まで継続されることとなるため、新たに債務負担行為の追加をしようとするものでございます。</p> <p>次に、目の行政目的に添ってご説明いたします。35ページをお開きください。小学校非構造部材耐震対策事業につきましては、文部科学省から、高さが6mを超える天井または水平投影面積が200㎡を超える天井のいずれかに該当する屋内運動場等の非構造部材の耐震対策を、平成27年度までに完了を目指すようにという通知を受けまして、今年度は、屋内運動場の照明落下対策を予定しておりました。しかし、当初予定していた工法から照明機器をLED化しての落下対策への変更により、来年度の事業実施を検討したところ、今年度の国庫事業の追加募集があったため、施設整備計画を提出いたしまして、10月16日付けで交付金決定通知がございましたので、安全・安心を確保するために速やかに耐震対策を実施するものでございます。経費につきましては、対象となる小学校13校の屋内運動場の照明落下対策工事を実施するために必要な工事請負費を増額するものでございます。</p> <p>次に、36ページをお開きください。中学校非構造部材耐震対策事業につきましても、小学校と同様の屋内運動場の照明落下対策工事及び武道場の屋根瓦落下対策としての屋根改修工事にかかる今年度の国庫事業の追加募集に対して、施設整備計画を提出いたしまして、10月16日付けで交付金決定通知がございましたので、耐震対策を実施するものでございます。経費につきましては、照明落下対策の対象となる中学校3校の工事を実施するために必要な工事請負費及び武道場の屋根瓦落下対策の対象となる中学校7校の事業を実施するために必要な設計等の委託料と工事請負費を増額するものでございます。以上で、平成27年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）に伴う専決処分についての報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。ただ今のご説明で、何かご質問等はありませんか。</p> <p>それでは、議案審議に移ります。本日の議案は第47号の1議案の予定でしたが、第48号「不服申立てについて」を議事日程に追加いたします。これにより、本日の議案は第47号、48号の2議案となりますが、第47号は人事案件でございますので、新居浜市教育委員会会議規則第37条の規定により、この会の最後に非公開</p>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

委員一同	<p>で審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>はい。</p>
三木委員長	<p>ご異議がないようですので、最後に非公開で審議させていただきます。</p> <p>それでは、議案第48号「不服申立てについて」事務局から説明をお願いいたします。</p>
高橋学校教育課長	<p>学校教育課でございます。先ほど、追加のありました議案第48号「不服申立てについて」につきましては、平成27年11月19日付けで、〇〇氏から、教科書の採択に関する情報公開請求の公開決定についての不服申立書が提出されたことから、不服申立ての各項目に対する各委員さんのご意見を集約して教育委員会としての方針を決定するため、ご審議をいただくものでございます。</p> <p>まず、不服申立てに関わる処分にかかる経緯についてでございます。不服申立書の1ページをご覧ください。平成27年10月13日付けで、〇〇氏から、新居浜市教育委員会に対して、平成28年度中学校使用教科書採択に関する情報公開の請求がされ、平成27年10月27日付けで、新居浜市情報公開条例第11条の規定により、公開決定して写しを交付いたしました。この公開決定の中で、『個々の調査員結果』及び『学校ごとの意見』につきましては、新居浜市情報公開条例第7条第2号の「個人に関する情報」として、また、第5号の「審議、検討又は協議に関する情報」として非公開としたところでございます。また、『私の評価表』につきましては、学校ごとの意見を集約するための各学校の内部資料でございます。教育委員会が保有する情報ではないことから、情報公開はできなかったものでございます。不服申立ての項目につきましては、『個々の調査員結果』の公開、『学校ごとの意見』の公開、『私の評価表』の公開の3項目となっております。不服申立ての理由につきましては、配付資料のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>今後におきましては、教育委員会の方針の決定後に不服申立者と協議をし、協議が整わない場合においては、新居浜市情報公開条例第20条の規定に基づき、今回の不服申立てに対する新居浜市情報</p>

<p>井上指導主幹</p>	<p>公開審査会への諮問も念頭に置きながら、各委員さんのご意見をお伺いしたいと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、不服申立書の3ページにも記載がありますが、四国中央市の状況を参考までに申し上げます。四国中央市は、『個々の調査員結果』及び『学校ごとの意見』については目的外使用の禁止等の条件を付して公開していますが、『私の評価表』については本市と同様に非公開となっております、このことに関しまして〇〇氏から不服申立てがされており、審議会にかけるとの予定と伺っております。</p> <p>公開に関する資料の説明につきましては、井上指導主幹から、お願いいたします。</p> <p>本日、教育委員さんのお手元にお配りしております資料をご覧ください。〇〇氏から不服申立てのありました『個々の調査員結果』と『学校ごとの意見』について、教科書採択までの過程を資料としてお配りしています。まず、調査員氏名を黒塗りしております『調査表（調査員用）【様式2】』という資料ですが、今回公開を求められている資料の1つ目がこの資料です。本日は参考までに社会科のみの写しをお配りしています。次に、『調査結果の総括』という資料をご覧ください。これが、先ほどの調査員が種目ごとに調査した結果を3名で話し合っ、採択委員会に提出するために作成した資料でございます。採択委員会ではこの資料を基に採択を行います。次に、『調査結果の総括【様式6】』をご覧ください。こちらが、先ほどの調査員の結果に、どの教科書を1位とするか2位とするかという各学校の評価も付け加えまして、採択委員会で選定した上位を二重丸、2位を一重丸として、県の教科書採択審議会の指導を受けて採択委員会の所見を手直ししたものをまとめた資料です。この資料を基に教育委員会で教科書採択をしていただきました。ちなみに、現在公開請求された場合には『調査結果の総括』と『調査結果の総括【様式6】』の2種類については公開しております。今回求められているのは、個々の『調査表（調査員用）【様式2】』となっております。</p> <p>次に、もう1つ不服申立てに上がっております『学校の評価』に関するものでございます。『学校の評価表 まとめ』という3枚の資料をご覧ください。まず、3枚目の『私の評価表』は教科書展示会を受けて、それぞれの学校の先生方が1番良いと思う教科書、2</p>
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>番目に良いと思う教科書を選んで、それぞれ評価項目について記入します。それを受けて、各学校でどの教科書が1位であるか2位であるかを評価して、学校長の責任で教育委員会事務局に提出したものが、2枚目の『学校の評価表』です。教育委員会事務局では、この『学校の評価表』を基に市内全中学校の評価をまとめて、出版社ごとの1位、2位の数を出しまして、『学校の評価表 まとめ』を作成します。それを、8月の教育委員会で教科書採択の際に資料として使用した『調査結果の総括【様式6】』の学校の評価に反映しております。個々の『学校の評価表』は公開しておりませんので、今回公開を求められております。それと、現場の先生お一人お一人が書いた『私の評価表』を公開するよう求められていますが、そもそもこの『私の評価表』は教育委員会に提出するよう求めておりません。学校の内部資料で、教育委員会にはない資料ということで、公開はできないとお答えしております。</p> <p>最後に、10月27日付けで〇〇氏に公開しております資料をお返ししますので、ご覧ください。</p>
三木委員長	<p>たくさん資料をご準備していただき、ありがとうございました。少し資料を見る時間を取って、その後質疑応答に入りたいと思います。</p>
<資料閲覧>	
三木委員長	<p>よろしいでしょうか。資料を見ていると、いろいろな疑問点が出てきていると思います。まず疑問点を出していただいて明確にしたうえで、審議したいと思います。ご質問のある方はいらっしゃいませんか。</p>
宮内委員	<p>この資料はすでに請求者に公開された資料ですよね。ここに調査員の名簿が出ていますが、この人たちが調査員ですよという情報を相手方は入手しているのですね。</p>
井上指導主幹	<p>はい。</p>
宮内委員	<p>『私の評価表』というのは学校の先生方が、これが良いというのを出すのですよね。これは全員の先生が出すのですか。</p>

井上指導主幹	はい。全員の先生方が、学校長に出します。
三木委員長	<p>他にご質問はございませんか。</p> <p>それでは、不服申立ての項目が①『個々の調査員結果』を公開せよ、②『学校ごとの意見』を公開せよ、③『私の評価表』を公開せよと3項目ありますが、どのようにしたらよいか、みなさんのご意見等を伺いたいと思います。</p>
伊藤委員	『個々の調査員結果』について、これは氏名も入れて公開するのですか。
木村事務局長	公開の仕方には、全て100%公開する、必要な部分を黒塗りして公開するという公開する中にも2通りあります。申立書の意見の中にもありますように、調査員の氏名を伏して公開するという方法もあるのですが、10月27日の公開にあたりましては、個々の調査員の意見については非公開と判断しました。調査員の氏名は公開しておりますが、個人の考えについては一切公開しておりません。
三木委員長	選択肢としては、公開しない、公開するにしても100%このまま出すか、氏名は黒塗りして出すかの3つということですね。
阿部教育長	調査員になっていただいたときに、情報公開についてどのように説明をしていますか。
井上指導主幹	最初に調査員さんに集まっていたときに、情報公開についてご説明しました。その際に、『個々の調査結果』については採択後も非公開であるとみなさんにはお話しております。それに則って、今回も非公開としております
三木委員長	みなさん、氏名が出ることに関しては了解いただいているのですね。
宮内委員	調査員さんの氏名は、任命された時点で公開されるのですか、採択後に公開されるのですか。

井上指導主幹	調査員名簿については、採択後に請求があれば公開するとなっております。
三木委員長	請求がなければ、公にはならないのですね。公開請求されたのは、今回が初めてですか。
井上指導主幹	調査員名簿の公開については毎回請求がありますので、教科書採択の年には毎回公開しています。
三木委員長	調査員のみなさんは、当初の説明の段階では『個々の調査結果』については非公開にするという認識があるということですね。
井上指導主幹	はい。同じように学校ごとの意見も非公開としております。
阿部教育長	事務局としては非公開にするという説明をしているのですね。今後はどうなりますか。
高橋学校教育課長	<p>まず、新居浜と同じ育鵬社を採択しました他市の状況を参考にお知らせします。先ほどもお話ししました四国中央市は、調査員の氏名を消すこともなく全面公開しています。松山市は、個々の調査員の結果や学校の評価表に関しては黒塗りで部分公開しており、特に不服申立ては出ていないということです。愛媛県は、特に公開請求自体が出ていないということです。</p> <p>次に、お手元の『新居浜市情報公開条例の解釈及び運用基準（抜粋）』という資料をご説明いたします。9ページをご覧ください。冒頭にお話ししましたとおり、第7条第2号の「個人に関する情報」に該当するというので現在非公開としております。条文を読み上げます。「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」となっております。この「個人の権利利益を害するおそれがある」ということで、非公開にしております。調査員の氏名が出ている件については、「次に掲げる情報を除く。」の「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及</p>

<p>阿部教育長</p>	<p>び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。」ということで、職や氏名は公開されることが前提となっています。この部分の解説として11ページをご覧ください。「(3) ただし書のウは、行政の説明責任と公務員等のプライバシー保護との調和を図る観点から、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。」ということで、結果的に氏名のみ公開されていることをご理解ください。</p> <p>17ページをご覧ください。第7条第5号の「審議、検討又は協議に関する情報」ということで、条文を読み上げます。「市の機関及び国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するということが、現在は非公開としております。教科書採択では「率直な意見の交換」を前提としておりますが、それが「不当に損なわれるおそれがある」ということで、非公開としております。</p> <p>ただ今ご説明しましたように、第7条第2号及び第5号に該当するということが公開しないというのが事務局の見解でございますが、それに対して不服申立てが出ている状況です。27ページをご覧ください。第20条「審査会への諮問」ということで、「公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新居浜市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。」となっておりますので、不服申立てが出た場合に、「(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。」に該当する場合を除けば、「新居浜市情報公開審査会に諮問する」というのが条例上の流れとなっております。</p> <p>審査会に諮問するのは教育委員会ですか、情報公開請求者です</p>
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

高橋学校教育課長	<p>か。</p> <p>条文に「当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は」とありますので、教育委員会が諮問するようになります。そして、情報公開審査会の答申を尊重して、最終的な「当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない」のは実施機関である教育委員会です。</p>
木村事務局長	<p>補足します。教育委員会として一度非公開の決定をして、それに対して不服申立てが出ていますが、(2)にありますように、不服申立ての意見を聞いて、一度決定したことを取り消したり、変更して不服申立ての内容に対応できた場合は、審査会にかける必要はありません。一度決めたことを取り消しも変更もしませんという場合は、審査会に諮問しなければなりません。今回、3つ公開を求められていますので、すべてそのとおりにならない限りは、教育委員会は審査会に諮問しなければならないということです。</p>
伊藤委員	<p>(1)の「却下する」というのは、教育委員会の審議で却下するということですか。</p>
木村事務局長	<p>提出される不服申立書が、情報公開条例に対して不適法である場合に却下できます。この条例に基づいて正当に出された申立書については、それに対する何かの判断をなさいというのがこの条例です。</p>
三木委員長	<p>今回の申立書は却下にできないということですか。</p>
高橋学校教育課長	<p>条例の解釈の28ページの「第1号関係」をご覧ください。「却下するときとは、不服申立期間の経過後に提起された場合や不服申立人としての資格要件を欠く場合など、不服申立ての適法要件を欠く場合」となっております。今回の不服申立書は適法要件を欠くものには該当しない申立書になっています。</p>
木村事務局長	<p>教育委員会として、この不服申立てを受けても、先に判断した公開決定の取り消し及び変更はしないという判断になれば、審査会に対して諮問することとなります。</p>

伊藤委員	今審議している意見は、審査会に持って上がってくれるということですね。
木村事務局長	はい。教育委員会事務局として、「教科書採択に関する情報公開の申請に対して、こういう判断でここまで公開しました。残りについては、こういうことで非公開にしました。」という判断をしました。それに対して不服申立書が出ました。そして教育委員会としては、「不服申立てに対しても、最初の決定どおり判断は変わりません。」という判断になれば、審査会へ諮問という流れになります。
宮内委員	質問ですが、【様式6】の学校の評価、例えば地理の帝国書院なら第1位7校、第2位2校というようなところは、すでに公開されているのですよね。
井上指導主幹	はい。
伊藤委員	教科書採択につきまして、前回も今回も、私の自宅に個人的に意見書を投函される方がいらっしゃいました。郵便ではなくポストに直接投函されており、自宅を訪問しているということです。私は教育委員として甘んじて受けるのですが、学校の先生方、現場の正直な意見をいただく方々にもこういったことが起こるようなことをしていいのかと思います。ここで意見の公開をするということは、それぞれの先生方が正直な意見を出しにくくしてしまう可能性があるのではないかと思いますし、個々のご自宅へ意見書等を出されるような行為が今後あるのであれば、大きな影響を与える可能性がありますので、『個々の調査員結果』、『学校ごとの意見』、『私の評価表』すべて非公開でいいのではないかと思います。もう少し範囲を広げますと、先生方の氏名等も出さなくてもいいのではないかと私は2回の経験から思っています。
長野委員	個々の意見を聞きたいということですが、当然みんなで話し合い、審議してこの総括を作り上げているのですから、全く公開していない訳ではなくて、ここに反映されていると思います。教科書採択で大切なのは、個人がどう考えているかではなくて、様々な立場の人たちの意見を集約して最終的にどのように決定していくかが

	<p>大事なのであって、この請求者の方があくまでも個々の意見にこだわるのが私は疑問です。また、先ほど伊藤委員さんも言われていましたが、第7条の5号にありますように調査員さんに率直に意見を出してもらうのであれば、最初から「請求があればあなたの名前も意見も公開しますよ」と言われたときにできるのかどうか、一人一人の精神的な負担もより重くなっていくのではないかなと懸念されます。今回は事前に「公開しない」と話しているのであればすべきでないと思いますし、これからについても、教科書というのはもちろん一人一人の意見を寄せ集めるのですが、誰がどう考えてどうしたと一人に責任を持って行くのではなくて、みんなで一番いい方法を考えたというふうにするべきであって、『個々の調査結果』、『学校ごとの意見』、『私の評価表』という個人に関する部分は公開しない方がいいのではないかと私は思います。</p>
宮内委員	<p>まずそれぞれの立場があると思いますので、学校の先生は学校の先生として判断される指標があると思います。校長は校長として判断される材料や指標があると思います。教育委員は教育委員として様々なことがあるはずで、その基準がみんな一緒だと採択委員会も教育委員会も必要なくて、みんなで投票すればいいわけです。そうではなくて、それぞれの立場でみんなで知恵を集めて考えようということでこの教科書採択のルールが出来上がっているのですから、ルールに従ってやるべきだと思います。総括表を読ませていただきましたけれども、長野委員が言われたように現場の一つ一つの声がきちんと載っていて、現場の声を軽視している訳ではなくてきちんと反映されたかたちで、なおかつ学校の評価も加わって、最終的にすべての資料が出来上がっていくわけですから、私は前回の事務局の判断を尊重いたします。この不服申立てに従って公開する必要はないと思います。</p>
高橋学校教育課長	<p>申立書の③『私の評価表』について、追加でご説明いたします。「情報公開条例の解釈」の3ページをご覧ください。第2条「定義」に「(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とあります。4ページをご覧ください。「8 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと</p>

井上指導主幹	<p>は、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する覚え書や資料、職員の個人的な検討段階にとどまる起案のための草稿、課題等の整理資料、参考となる事項のメモ書等は、これに該当しない。」とあります。この条文から『私の評価表』は公文書に該当しないと考えております。</p> <p>それぞれの先生の『私の評価表』は『学校の評価表』を作るためのメモのようなものであって、公文書ではないという判断です。また、教科書採択にあたっては、『私の評価表』や『学校の評価表』は法的には提出を求めている書類です。採択の際の資料としても、これらを絶対に入れなければならないという文言は文部科学省からの通知にもありません。</p>
三木委員長	<p>ありがとうございました。③の『私の評価表』は公的な資料ではないという認識でよろしいですね。</p> <p>では、採決に入りたいと思います。不服申立ての①『個々の調査員結果』及び②『学校ごとの意見』については非公開とし、③『私の評価表』については公文書ではないという判断でご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
三木委員長	<p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。これで、この後は審査会に諮問するということですね。よろしくお願いいたします。</p>
宮内委員	<p>質問ですが、もし審査会で全部公開しなさいということになれば、『調査員の個人の調査表』と『学校の評価表』は出てしまうけれども、『私の評価表』は教育委員会が持っていない資料だから出ないということよろしいですか。</p>
井上指導主幹	<p>はい。持っていない資料は出せないということです。</p>

三木委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、いじめ、不登校等生徒指導関係に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
阿部教育長	<p>お手元の生徒指導関係資料をご覧ください。</p> <p>1 不登校について</p> <p><資料に基づき説明></p> <p>お手元にお配りしている「教職員の不登校対応のための取組行動指針」という資料をご覧ください。生徒指導担当の田中指導主幹がデータ分析をして出しました。先日の小中学校校長研修会で説明をしてきました。不登校生が増加しているということで、職員会をして、この資料から意識統一をしてほしいと思います。学校へ特にお願いをしたことは、不登校の早期対応、1日休んでいたら2日3日と続いていくかもという意識を持つこと、それから担任一人で抱え込まずにチームになって取り扱ってほしいということです。また、この資料を見て各学校もいろいろ対応してくれると思っていますが、取組方法も変えていかなければ子どもの対応になかなかついていけないのではないのかなと思います。今回、チェックリストを作っています。教育委員会で取り組んでいるQ-Uも対象にして子どもの支援計画、支援ノートの分析をして、23～27ページを使って職員研修会をしてほしいということで取り組んでいます。また、研修会をするとき必要であれば、田中指導主幹が指導講師として参加するような形にしています。</p> <p>2 いじめについて</p> <p><資料に基づき説明></p>
三木委員長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
宮内委員	<p>この「取組行動指針」の28、29ページの色付けしているところが、Q-Uの結果から出した「この子はこういう子だから、こういう対応をしよう」ということについて書いているところですか。</p>
阿部教育長	<p>そうです。</p>
三木委員長	<p>他に、ご質問やご意見等はございませんか。</p>

<p>木村事務局長</p>	<p>それでは、その他に移ります。「教育力向上ワーキンググループ提言書について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>昨年から、新居浜市政策懇談会の中に教育力向上ワーキンググループが設置されています。その中で、昨年から引き続き教育力の向上、今年度から新たに学力・スポーツ力の向上という視点からの見直しを行ってまいりました。お手元にお配りしております「提言書」をご覧ください。今年検討いたしまして、特にスポーツ力の向上という項目を新たに設けて全体の見直しを行い、またほかの項目につきましては生きた英語に触れる機会を増やすためのALTの増員や、ICT機器の導入に関してタブレット端末の試験的導入など新たな項目を付け加えまして、去る11月30日の政策懇談会でワーキンググループの方から提言を行い、採択されました。今後、4つのワーキンググループの提言書をまとめて、政策懇談会の方から市長へ提言を行うスケジュールになっています。昨年度の提言書を見直した案として、今日お配りしています。</p>
<p>三木委員長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>次に、「学校図書館関係について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>12月1日発行の「学校図書館センターだより第6号」をお配りしております。2枚目には、10月にどの小学校でどのような授業を行ったか載せておりますので、お目通しください。</p>
<p>三木委員長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>その他、何か連絡事項等はございませんか。</p>
<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>前回の定例会で議決いただきました「新居浜市教育委員会点検評価報告書」ですが、今議会の方に提出いたしましたのでご報告いたします。</p>
<p>三木委員長</p>	<p>ありがとうございました。その他、連絡事項等はございませんか。</p>

<p>曾我部スポーツ文化課長</p>	<p>スポーツ文化課では小学生を対象にした各種スポーツ大会を実施しております、お手元に「平成27年度新居浜市少年スポーツ大会の報告について」という資料をお配りしています。それぞれ地域のスポーツ少年団等を中心として、放課後や土曜日、日曜日に練習に参加しています子どもたちに対しまして、指導者講習会や市長旗大会という形でスポーツ大会を実施しております。7月～11月にかけてバレーボール、ミニバスケットボール、サッカー男子、女子、ソフトボールそれぞれの大会を実施いたしまして、その結果を載せておりますのでお目通しいただけたらと思います。また来年度も同じような形で実施いたしますので、少しお時間ございましたら観覧に来ていただけたらと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>三木委員長</p>	<p>ありがとうございました。その他、連絡事項等はございませんか。</p>
<p>渡辺発達支援課長</p>	<p>お手元に資料をお配りしておりますが、毎年恒例となっております後期発達支援スキルアップ連続講座のご案内です。1月5日に、特別支援教育士、県の特別支援教育コーディネーターをしていただいております渡部徹先生の講演会を企画しております。平成28年4月1日より障害者差別解消法が施行されますので、それに向けて教育現場の中での合理的配慮、教育環境をどう整えていくかということのポイントをお話いただく予定にしております。お時間ございましたらご参加くださいますようお願いいたします。</p>
<p>三木委員長</p>	<p>ありがとうございました。その他、連絡事項等はございませんか。</p>
<p>桑原学校給食課長</p>	<p>今月は集計が間に合いませんでしたので、毎月お配りしている資料はありません。また来月ご報告させていただきます。</p>
<p>三木委員長</p>	<p>よろしく申し上げます。その他、連絡事項等はございませんか。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>別子中学校に関するご報告です。各小学校の説明会はまだ全部終わっておらず、明日の神郷小学校で最後になります。夜には保護者向けに川東、川西、上部で説明会を行いました。そして、説明会後にはアンケート調査を行っています。来週、議員説明をする予定となっております、またご報告いたします。</p> <p>次に、愛媛新聞、朝日新聞の記事をお配りしております。ほとん</p>

<p>三木委員長</p>	<p>どあかがねミュージアムの記事となっておりますが、また目を通していただけたらと思います。</p> <p>ありがとうございました。その他、連絡事項等はありませんか。それでは、次回の定例会の日程を決定させていただきたいと思えます。来年1月の定例会は、1月7日木曜日の15時30分から開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>これより、非公開審議に入りますので、関係者以外の方は退席をお願いします。</p> <p>新居浜市教育委員会会議規則第54条の規定により署名する。</p> <p>委員名</p> <p>委員名</p>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------